

第7回国会において議論される保留中の法律

今月の国会会期において保留中の法律についてさらなる議論が行われる。

第7回国会が2013年6月25日に再招集され、とりわけ、待望されている以下の各法案が議論される。(1)通信法案 (“Telecommunications Bill”), (2)コンドミニアム法案 (“Condominium Bill”), (3)複合輸送法案 (“Multi-Modal Transportation Bill”)。現在第11稿となっている知的財産法案 (“Intellectual Property Bill”) は、関係官庁によるさらなる改定が行われており、この第7回国会においては議論の準備が整わないであろう。現在のところ、連邦政府は、合計54件の法律を成立させており、そのうち15件が2011年、24件が2012年、15件が2013年6月までに成立している。

ミャンマーの最低賃金法が施行

ミャンマーの最低賃金法 (2013年3月22日法第7号。 “Minimum Wages Law”) が、2013年6月4日、大統領府からの通知2013年第52号 (“Notification No. 52/2013”) の交付により施行された。

この法律は、様々な産業における最低賃金の決定に関する幅広い枠組みを提示している。最低賃金決定のための国家委員会 (“National Committee for Determining the Minimum Wages”) が、様々な分野の最低賃金 (特別経済地域における労働者の賃金を含む。) を決定するために組織される。最低賃金は、以下の諸要素を考慮の上で実施される予定である。労働者及びその家族の需要、現在の生活水準、生活費、国家経済の状況、その職業に関連する労働者の福祉、及び、関係官庁から提示される他の考慮要素。

使用者は、前述の委員会によって決定される予定の最低賃金を支払う義務を負うことになる。労働者に対して最低賃金を支払うことを怠った場合、30万チャットを上限とする罰金、及び6か月を上限とする拘留のいずれか又は両方を科される。欺罔の目的をもって賃金台帳を書き換えた場合、50万チャットを上限とする罰金、及び1年を上限とする拘留のいずれか又は両方を科される。

米ドルの高騰及びミャンマー政府機関での米ドルの使用

政府機関は米ドルではなくミャンマーチャットの使用を選択する。

ミャンマーにおける外国通貨の利用について、大統領府は、2013年5月31日、すべての政府官庁 (Ministry of Religious Affairsを除く。) の取引においてミャンマーチャットを使用することを義務付ける命令を発した。これに先立ち、2013年3月には、投資企業管理局 (“DICA”) の企業登記室 (“CRO”) が、会社登記費用の受け取りを米ドルからミャンマーチャットへ切り替えた。

米ドルの価値は、この数か月上昇を続けており、これは、以下を含む複数の要因に促されているものと考えられる。(1)ミャンマーへの輸入量の増加と輸入手続の緩和、(2)国内市場における流通からの外貨兌換券 (“Foreign Exchange Certificate”) の撤回、(3)閑散期における観光客による米ドル使用の減少、(4)米ドル高の世界的傾向。チャットの下落によって国際市場での価格競争力が向上する、ミャンマーの輸出業者にとっては朗報である。